

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年から昭和〇年頃まで粉じん作業に従事し、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長から「じん肺管理区分が管理2、PR1、F（+）、合併症なし」との決定を受けた。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日に「続発性気管支炎」と診断され、同日を発病日として労災保険法に基づく療養を行っていたところ、平成〇年〇月〇日に「急性腎不全」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会において関係資料を精査するに、被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働基準局長から「じん肺管理区分が管理2、PR1、合併症なし、療養否」と決定され、平成〇年〇月〇日に「続発性気管支炎」と診断されて労災保険による療養を開始し、療養を継続中であった。しかし、「労働者災害補償保険診断書(じん肺用)」における胸部X線写真、肺機能検査等の経過や、B医師及び局診査医の意見書をみると、被災者のじん肺及び合併症については、療養の必要性は認められるものの、著しい肺機能障害があるとは言えない状態であったと判断することが妥当である。

(2) 被災者の死因について、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の死亡診断書には、「I(ア)直接死因 急性腎不全、(イ)(ア)の原因 急性誤嚥性肺炎、(ウ)(イ)の原因 じん肺」と記載されている。

上記Iの(ア)及び(イ)の判断は、労働局診査医の意見書にあるとおり、被災者が平成〇年〇月〇日の嘔吐に伴い誤嚥性肺炎を発症し、その経過中に、これまで年齢相応であった腎機能に急速な悪化が生じ、死亡に至ったものであるとの判断に基づくものであるが、本件の経過等に照らすと、当審査会においても、上記判断は相当なものであると判断する。

(3) D医師は、上記(2)のとおり、誤嚥性肺炎の原因として「(ウ)じん肺」を挙げ、意見書では「じん肺及びその合併症が、急性誤嚥性肺炎及び急性腎不全を増悪させたとも考えられる。」とも意見していることから、じん肺が誤嚥性肺炎及び腎不全に与えた影響を検討すると、労働局診査医は、「じん肺は肺

の疾患であり、そのものが嚥下障害を生じることではなく、したがって誤嚥性肺炎を誘発することはない。」旨、「誤嚥性肺炎を来した当時、被災者にじん肺に基づく著しい肺機能障害はなかったと判断できるものであるから、肺炎の重症度にじん肺が大きく影響したとは言えない。」旨意見しており、さらに、(1)で述べた被災者のじん肺及び合併症の経過等からすると、当審査会としても、上記労働局診査医の意見は妥当であり、死亡とじん肺との間に因果関係は認められないものと判断する。

(4) 被災者の療養経過をみると、D医師の意見書やE病院の診療録によると、被災者は、平成〇年〇月の自損事故後には既に徘徊や不穏が激しかったことが認められ、平成〇年〇月〇日から〇月末までのE病院への第1回入院は、硬膜下血腫術後リハビリテーション及びアルツハイマー型認知症治療が目的とされ、同年〇月〇日以降は認知症治療病棟において治療が行われ、じん肺に対しては、鎮咳、去痰剤等の継続投与や定期的な胸部X P検査等が行われたものの、特変なく軽快退院したとされている。

その後、被災者は胸水貯留により入退院を繰り返していることが認められるが、平成〇年〇月〇日に請求人らが提出した平成〇年〇月〇日付けD医師作成の「入院診療計画書」等によると、胸水貯留については保存治療が主体であり、意見書には、平成〇年〇月からの最終入院では、「徐々に胸水の減少が認められ、胸水がコントロールできたことにより、治療の主体は徐々に認知症となっていた。」旨記載され、平成〇年〇月に再び認知症病棟に転床したときには「認知症が進行し、自発性、ADLレベル共に著しい状態となっていた。」、「身体的にも不安定で時々発熱を繰り返し、尿路感染や貧血、膝関節炎、摂食障害等に対し、その都度対症療法を必要とした。」と記載されていることが認められる。

以上のことからみて、当審査会としては、労働局診査医による「誤嚥を来した原因はじん肺ではなく、被災者の高齢化及び併発した重度の認知症と考えられる。」及び「被災者は重度の認知症を背景として嘔吐に伴う誤嚥性肺炎を来したし、そのために急性腎不全により死亡したと考えるのが妥当である。」との意見は、妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しな

い旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。